

平成30年

第1回市議会定例会 報告第1号

専決処分の報告について

平成29年12月6日函館市青柳町3番先路上で発生した交通事故による損害賠償の額を平成30年1月23日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

平成30年2月22日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 損害賠償の額

50,923円

2 損害賠償の相手方

函館市に在住する70歳代の男性